

# 豊岡市立三江小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月19日策定  
豊岡市立三江小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

## 2 校内組織体制

### (1) 校内指導体制及び関係機関

別紙1

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

### (2) いじめ早期発見の体制

別紙2

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのアンケート及びチェックリストを別に定め、それに基づいて聴き取りを行う。

## 3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

### (1) 基本的な考え方

「つながる子を育てる」を主題にしながら、「学級づくりと授業づくりの一体化」を合言葉に学級づくりを進めてきた。学校生活の大半を占めるのが授業であるから、教師が日々の授業を何よりも大切に、子どもたちに生きる力を身につけさせることを目指す。そのことは学級の仲間づくりにも有効に働き、子どもたち一人一人の自己有用感や自己肯定感を高めることができる。学級の間関係が良好であれば授業がより充実したものになっていく。このように授業づくりを起点とし、学級づくりと授業づくりが相互補完的な作用をし合いながらより高次の「生きる力」を子どもたちに育てていくことが、いじめを未然に防止することにもつながると考えている。

### (2) 研修の充実

- ア 学級づくりと授業づくりの一体化を目指す研修
- イ Q-Uテスト及びいじめ実態アンケートの活用のための研修
- ウ 情報モラル等に関する研修

### (3) 児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ア 兵庫県版道徳副読本及び人権副読本を活用した道徳教育、人権教育の充実
- イ 自然学校及び環境体験事業等、地域の特性を生かした体験活動の充実
- ウ 三江っ子なかよしチームによる異年齢交流
- エ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

- (4) 地域や家庭，関係機関との連携
  - ア 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催（7月，12月）
  - イ いじめ基本方針のホームページ公開
  - ウ オープンスクール，学校便り，学級便りの発行

#### 4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

- (1) 基本的な考え方
  - 「いじめは，どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち，児童理解の手立てを行い，いじめの兆候を見逃さないよう努める。
- (2) いじめの早期発見のための措置
  - ア Q-Uテストの実施と分析（年2回）
  - イ いじめ実態アンケート及び聴き取り（月1回）
    - 毎月はじめに「いじめ実態アンケート」を実施し，気になる児童の聴き取り及び教育相談（個別面談）を実施する。
  - ウ 生活指導情報交換会（月1回）
    - 「いじめ実態アンケート」及び聴き取りに基づいて，月に一度情報交換を行い，全職員で児童への関わり方を共通理解する。「子どもの心を理解する強化月間」には，学期全体をふり返る。

#### 5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

別紙3

- (1) 基本的な考え方
  - いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は，情報の収集と記録，情報の共有，いじめの事実確認を行い，迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をとる。
- (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ア 学級担任だけで抱え込まず，組織的（いじめ対応チーム）に対応する。また，学校だけでなく，関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
  - イ 情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，被害児童の身の安全を最優先に考え，加害児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
  - ウ 傍観者の立場にいる児童に対して，いじていることと同様であることを認識させる。
  - エ 被害児童の心の傷を癒すために，SCや養護教諭と連携をとりながら指導を行う。
  - オ 家庭との連携を密にし，学校の取組を理解してもらい協力体制をつくりあげる。
  - カ 学校や家庭には相談できない児童には，「ひょうごっ子悩み相談センター 0120-783-111」等の相談窓口の利用も検討する。
  - キ 犯罪行為においては，関係機関との連携を行う。

#### 6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

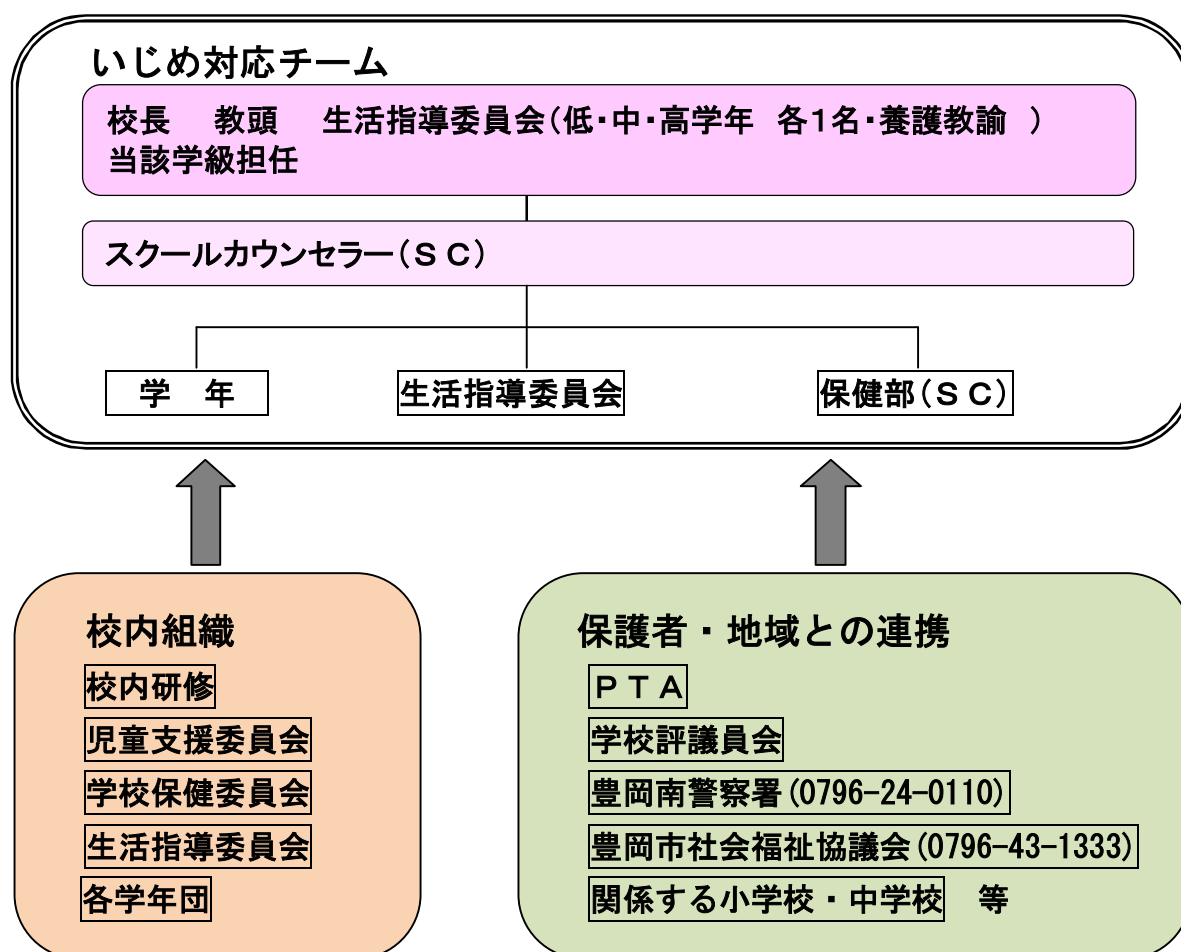
別紙4

いじめ防止に関わる年間指導計画を作成し，いじめの防止等を包括的に推進する。  
なお，いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため，本方針が，実情に即して効果的に機能しているかについて，職員全員による取組の評価アンケートに基づいて，「いじめ対応チーム」を中心に点検し，必要に応じて見直す。

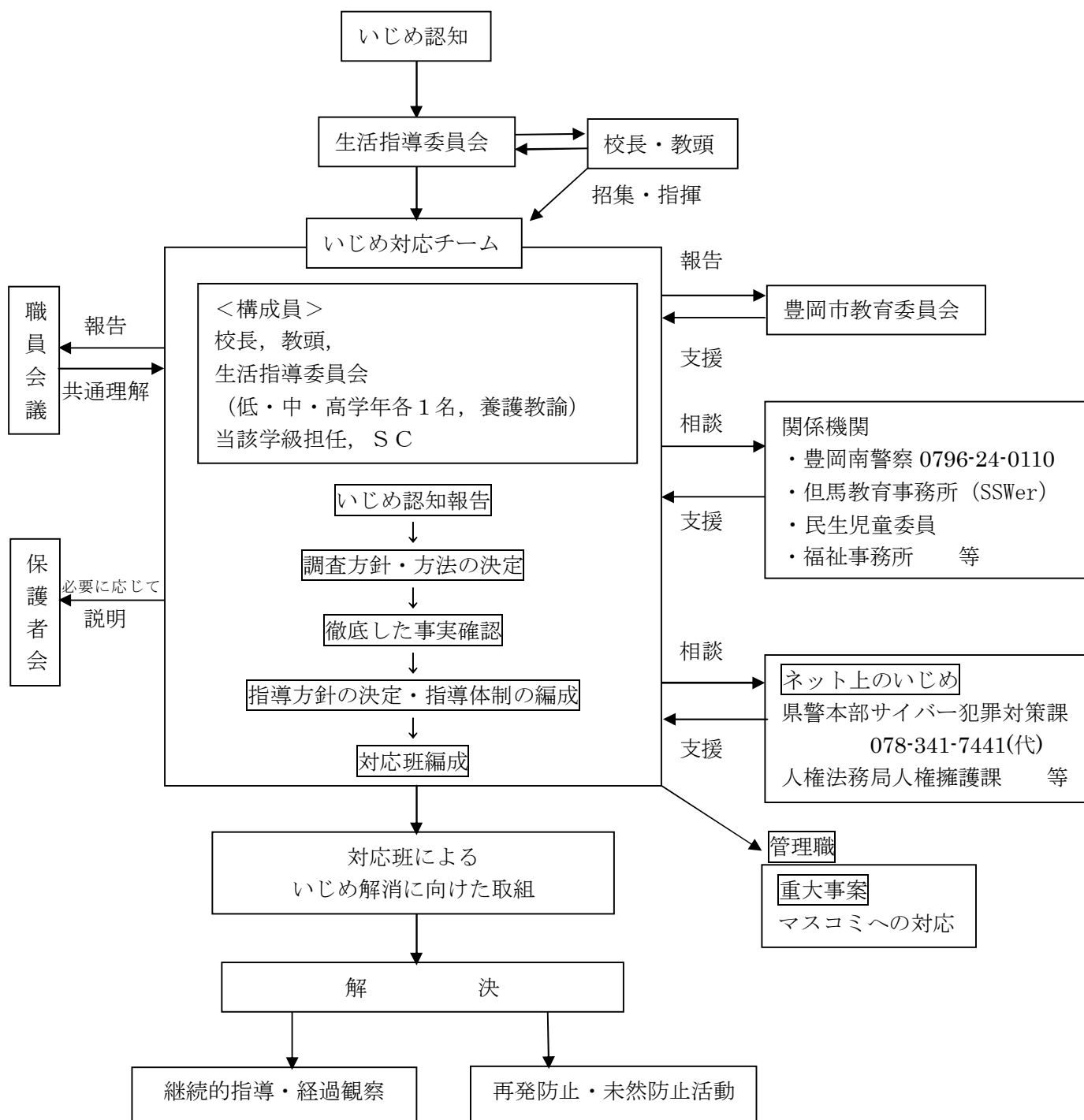
## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に言い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

## ＜いじめ対応チームの構成員＞



- ※ いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1回行う。
- ※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。
- ※ ネットを利用したいじめへの対応する。



- 被害児童やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・いじめを発見した時は、ただちに加害児童、被害児童の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

別紙4

|     | 職員会議等  | 未然防止に向けた取組   | 早期発見に向けた取組  |
|-----|--|--|---|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応チーム会議</li> <li>年間指導計画作成</li> <li>いじめ防止基本方針のHP公開</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者向け啓発</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1年生歓迎会<br/>(なかよしチーム)</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> <li>Q-Uテスト(第1回)</li> </ul> |
| 6月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>Q-Uに関する研修(第1回)</li> <li>カウンセリング研修及びSC相談日</li> <li>なかよし掃除</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |
| 7月  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>取組の評価(職員アンケート)</li> </ul>                                       |  |   |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応チーム会議</li> </ul>   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |
| 10月 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>なかよし掃除</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> <li>Q-Uテスト(第2回)</li> </ul> |
| 11月 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>Q-Uに関する研修(第2回)</li> <li>SC相談日</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |
| 12月 |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応チーム会議</li> </ul>   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |
| 2月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>SC相談日</li> <li>人権講演会(PTA)</li> <li>なかよし掃除</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>取組の評価(職員アンケート)</li> <li>いじめ対応チーム取組のまとめ</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>SC交流会(6年生)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ実態アンケート実施</li> <li>いじめ聴き取り</li> <li>生活指導情報交換会</li> </ul>                      |

いじめ発生時  
緊急対応会議の開催

